

最新レギュレーション講座（第1講）

J. Jpn. Soc. Colour Mater., 98 [11], 301-308 (2025)

労働安全衛生法改正とその対応～新しい仕組み「自律的管理」～

田嶋 晴彦*†

*(一社) 産業環境管理協会国際化学物質管理支援センター 東京都千代田区内幸町1-3-1 (〒100-0011)

† Corresponding Author, E-mail: tajima@jema.or.jp

(2025年9月8日受付, 2025年10月2日受理, 2025年11月20日公開)

要　　旨

労働災害を未然防止する仕組みを強化するため、平成28年6月1日より化学物質を製造・流通もしくは使用するすべての事業者に化学物質のリスクアセスメントが義務付けられることとなった。しかし、それ以後も化学物質による労働災害は減少することなく、とくに規制対象外の化学物質による労働災害が問題になった。その経緯を受けて、令和4年に労働安全衛生法（安衛法）が改正され、新しい仕組み「自律的な管理」が盛り込まれた¹⁾。そこで本稿では、安衛法改正の要点を解説するとともに、令和5年4月27日に公示された「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」²⁾に沿って、リスクアセスメントの流れと対応について解説する。

キーワード：リスクアセスメント、自律的な管理、労働安全衛生法、化学物質、危険有害性

1. 労働安全衛生法改正概要

1.1 改正の背景

平成24年頃、印刷事業場において洗浄作業などに従事した労働者の胆管がん発症が相次いで明らかになった。このとき用いられていた1,2-ジクロロプロパンは、危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質であったが、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあることがわかった。

そこで、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者に危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける旨などを盛り込み、平成26年に安衛法が改正されリスクアセスメントの実施が義務となった³⁾。

しかしながら、その後も化学物質による労働災害は減少することなく年間400件程度が発生、そのうち規制対象外の物質によるものが約8割を占め、第3管理区分と評価された事業場割合が増加している。

令和元年から令和3年にかけ「職場における化学物質等の管理の在り方に関する検討会」が開催され、令和3年に報告書が提出された⁴⁾。この報告書を基に令和4年に安衛法が改正された⁵⁾。



[氏名] たじま はるひこ
 [現職] (一社) 産業環境管理協会国際化学物質管理支援センター 技術参与
 [趣味] 写真、登山、旅行
 [経歴] 1979年3月静岡大学大学院工学研究科修了。同年4月化学品検査協会（現化学物質評価研究機構：CERI）。2002年博士（薬学）取得。2015年4月より現職。

【図表について】電子ジャーナルサイト「J-STAGE」ではカラーでご覧いただけます。<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/shikizai/-char/ja/>

改正内容は、リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務、皮膚など障害化学物質等への直接接触の防止、衛生委員会の付議事項の追加、がんなどの遅発性疾患の把握強化、リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存、化学物質管理者の選任、保護具着用管理責任者の選任、雇い入れ時など教育の充実、SDSなどによる通知方法の柔軟化、SDSなどによる通知事項の追加等多岐にわたるが、最も重要なポイントは「自律的な管理を基軸とする規制への移行」である。

1.2 化学物質管理体制の見直し

1.2.1 法令順守型から自律的な管理へ

従来から化学物質管理は特別規則（特化則、有機則等）の対象物質（123物質）による健康障害を防ぐために、管理体制の構築、作業環境測定、局所排気装置の設置、健康診断等が定められている。化学物質の危険性・有害性に関する情報は、674種について、安全データシート（SDS）交付が義務とされ、それらについてはリスクアセスメントの実施も義務となっている。これらの化学物質管理の基本は「法令順守型」であった。

今回の安衛法改正で大きく変わったのは「法令順守型」の管理から「自律的な管理」への転換である。自律的な管理とは、事業者が労働者と化学物質の危険性・有害性に関する情報を共有し、事業者自らが選択する方法に従って化学物質管理を維持する仕組みを構築するものである。これは、特別規則の対象となっていない化学物質への対策の強化を主眼としている（図-1）。

1.2.2 ラベル表示・SDSによる通知、リスクアセスメント対象物質の拡大

従来674物質であったリスクアセスメント対象物質（ラベル表示・SDSによる通知対象物質と同じ）は、今後、国によるGHS分類が行われたすべての物質に拡充し、最終的には約2,900物質になる。令和6年度から追加された物質が公表されている⁷⁾（図-2）。